

# 高根沢町建築物耐震改修促進計画 (四期計画)

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度

令 和 8 年  
高 根 沢 町



## はじめに

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災による被害を教訓として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。本町では平成20（2008）年度より、耐震改修促進法に基づき「高根沢町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果、多数の者が利用する建築物と防災上重要な町有建築物の耐震化は一定程度進んでいますが、民間の住宅・建築物の耐震化が遅れており、地震に対する安全性の確保が急務となっています。

また、令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震では、住宅の耐震化の遅れが被害拡大の要因の一つとして指摘されており、耐震化の必要性が再認識されました。

首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘される中、本町の耐震化施策をより実効性の高いものとするため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）及び「栃木県建築物耐震改修促進計画（四期計画）」（以下「県計画」という。）に基づき、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とする「高根沢町建築物耐震改修促進計画（四期計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、町民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

## 目 次

### 第 1 章 計画の目的等

1. 計画の目的 ..... 1
2. 計画の位置づけ ..... 1
3. 計画期間 ..... 2
4. 耐震改修促進法の改正等 ..... 2

### 第 2 章 住宅・建築物の耐震化の目標等

1. 地震被害の想定及び減災効果 ..... 3
2. 計画対象建築物 ..... 6
3. 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題 ..... 6
4. 住宅・建築物の耐震化の目標 ..... 8

### 第 3 章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1. 基本的な取組 ..... 12
2. 役割分担 ..... 12
3. 住宅の耐震化の促進 ..... 13
4. 建築物の耐震化の促進 ..... 15
5. 地震時の被害を軽減するための安全対策 ..... 16

### 第 4 章 計画の推進に向けて

1. 計画のフォローアップ ..... 17
2. 法に基づく指導・助言等 ..... 17
3. その他関連施策の推進について ..... 17

### 資料編

# 第1章 計画の目的等

## 1. 計画の目的

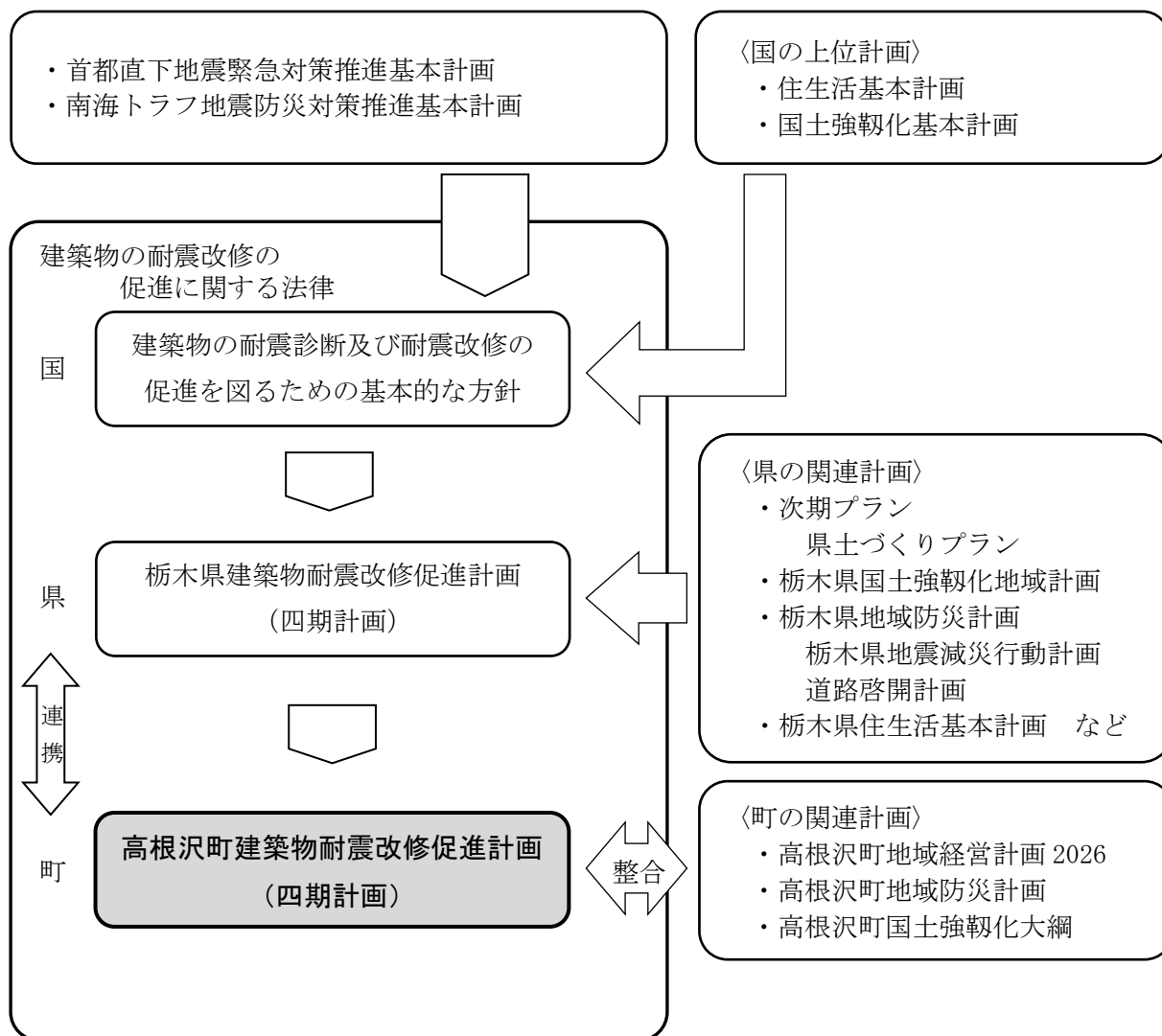
本計画は、町内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、町民の生命や財産を保護することを目的とします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法の規定による法定計画として、国の基本方針及び県計画に基づき、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とした三期計画を見直し、四期計画として定めたものです。

また、計画の策定及び施策等の実施に際しては、町政運営の基本的な方向性を示す総合計画「高根沢町地域経営計画 2026」及び本町の防災対策の基本となる「高根沢町地域防災計画」（令和2年10月改定）等と整合を図ります。

### 耐震改修促進計画の位置づけ



### 3. 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

### 4. 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成25（2013）年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化の主な内容は、以下のとおりです。

- ・ 所管行政庁の認定を受けた一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の実施と所管行政庁<sup>※2</sup>への結果報告の義務付け
- ・ 一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・ 全ての既存耐震不適格建築物<sup>※1</sup>の耐震化の努力義務
- ・ 建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・ 耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・ 区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

---

※1 資料1 用語の定義を参照

※2 原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、及び那須塩原市が該当）

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等

### 1. 地震被害の想定及び減災効果

#### (1) 過去の主な地震被害

近年、本県及び本町に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりです。

地震による被害の発生頻度は低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、本町でも負傷者8名のほか、多くの住宅で全壊・半壊・一部損壊など直接的な被害を受けました。

#### 本県及び本町に被害を及ぼした主な地震

西暦(和)	地震名	震災地	マグニチュード	主な被害
1923年9月1日 (大正12年)	関東地震 (関東大震災)	関東南部	7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 (昭和24年)	今市地震	今市地方	6.2(8時17分) 6.4(8時24分)	今市を中心に被害。死者10人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
2011年3月11日 (平成23年)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	東北から関東東北部の太平洋沿岸	9.0	死者4人、負傷者133人、住家全壊261棟、住家半壊2,118棟(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)。  本町においては、最大震度6強の揺れが発生し、負傷者8名、住宅の全壊7棟、半壊717棟、一部損壊2,715棟。
2013年2月25日 (平成25年)	栃木県北部地震	日光	6.2	人的被害無し。温泉施設一部破損6棟。

出典：栃木県地震減災行動計画（令和7（2025）年3月）及び高根沢町地域防災計画より抜粋

## (2) 想定される今後の地震の規模、被害状況

「高根沢町地域防災計画」では、本町においても甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、以下のとおり「県庁直下に震源を仮定した地震」を想定し、その被害を予測しています。

### ア 想定条件

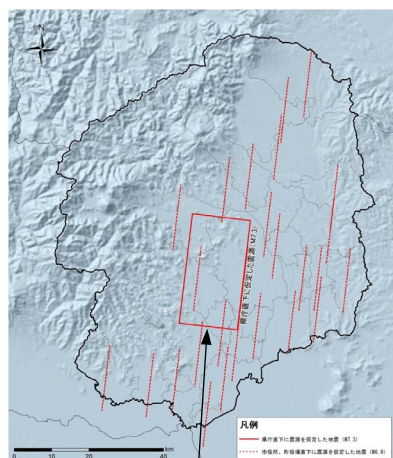
想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	約 30km	15km

### イ 発災ケース

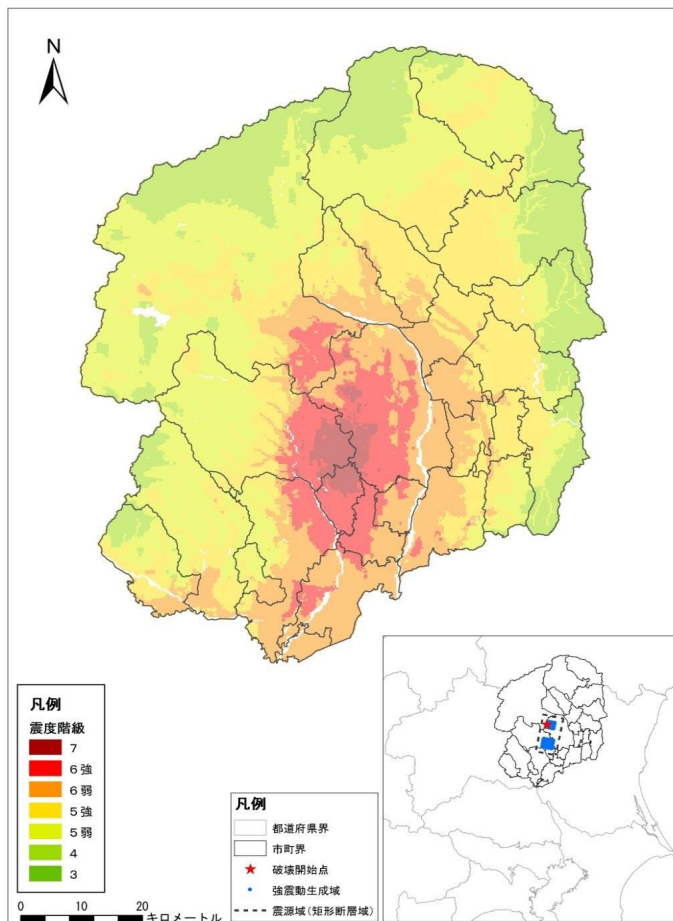
過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくる考えられるため、以下のケースを設定しています。

冬深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
夏 12 時	オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。木造建築物内滞留人口は、1 日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
冬 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

想定震源の位置図



震度分布図



## ウ 想定される被害の状況及び減災効果

県が平成 25 (2013) 年に実施した地震被害想定データを使用して、計測震度、建物被害について次のとおり予測しています。

### 建物被害 (県全域) (単位: 棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災*	合計
	798	61,921	68	8,025	70,812

※冬・夕方 18 時: 10m/s

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

### 人的被害\* (県全域) (単位: 人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	3,829	6	92	3,926
負傷者数	31,989	7	85	32,081
うち重傷者数	6,719	4	24	6,746

※冬・夕方 18 時: 10m/s

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

想定される、本町の被害等は次のとおりです。

- (1) 全半壊棟数・全壊 170 棟、半壊 1,434 棟
- (2) 死亡者数……10 人 (深夜発災ケース)

※栃木県が県庁直下型地震を想定したもののなかで、本町における最大値の被害を算出したものです。

※高根沢町地域防災計画より抜粋。

## 2. 計画対象建築物

本計画では、以下に掲げる住宅・建築物（既存耐震不適格建築物）を中心に耐震化を促進します。

### (1) 住宅

戸建て住宅

### (2) 多数の者が利用する建築物<sup>※4</sup>

耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物<sup>※1</sup>

### (3) 耐震診断義務づけ建築物

- ・要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に定める地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

- ・要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に定める防災拠点である建築物<sup>※1</sup>及び避難路沿道建築物<sup>※1</sup>

### (4) 防災上重要な公共建築物

災害時の拠点となる建築物、多くの者が利用する建築物及び比較的用户の滞在時間が長い建築物等で、県又は市町が所有する公共建築物

### (5) 危険なブロック塀等

地震により倒壊してしまった場合、通行人が被害を受けるとともに、倒壊による道路の閉塞により避難や救急・消火活動に支障を来すおそれがあるブロック塀等

## 3. 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

第三期計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で設定した、耐震化を推進する建築物の種別と目標及び実績は、以下のとおりです。

### 耐震化の状況

種別	耐震化率		
	R2年度末実績 <sup>※3</sup>	R7年度末目標	R7年度末実績
住宅	75%	95%	82%
多数の者が利用する建築物	89%	100%	92%
病院・診療所	75%	100%	75%
防災上重要な町有建築物	93%	100%	93%

## (1) 住宅

多くの建替えや新築の住宅が増加したことで、耐震化率が75%から82%となりました。<sup>※5</sup>

令和7（2025）年度の耐震化率の目標である95%を達成できなかった主な要因は、住宅に居住する方々の高齢化とともに、耐震化が必要な住宅の老朽化が進んだためです。

家族構成の変化により後継者がいないため、耐震改修等の対策を実施できなかったことに加え、物価高による耐震改修工事費の高騰が影響し、住宅所有者が限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であったことや、「信頼できる事業者が分からない」等の耐震化に対する不安から耐震改修に踏み切れなかったことが課題となっています。<sup>※5</sup>

今後の町民の安心・安全のためには、これらの課題を踏まえた住宅の耐震化を促進していくことが必要です。

## (2) 多数の者が利用する建築物

耐震性を有する建築物の増加と未耐震の建築物が減少したことなどにより、耐震化率は92%となりました。<sup>※6</sup> 第三期計画で設定した耐震化率目標は達成出来ておらず、耐震性が不足する多数の者が利用する建築物が、まだ存在している状況であり、耐震化の促進は喫緊の課題です。

## (3) 耐震診断義務付け建築物

要緊急安全確認大規模建築物について、令和7（2025）年度末の耐震化率は75%となっています。

耐震化が進まない主な要因として建築物所有者の資金力不足等により耐震改修等の実施ができなかったためです。

これらの建築物の耐震化は、地震被害の軽減や発災後の対応の円滑化につながるため、喫緊の課題です。

## (4) 防災上重要な町有建築物

令和7（2025）年度末の耐震化率は93%となっていますが、まだ耐震化が必要な施設が6棟あります。<sup>※7</sup> 災害時の拠点施設としての機能を確実に確保するため、耐震化の実施に至っていない防災上重要な町有建築物については、引き続き耐震化を図る必要があります。

## (5) 危険なブロック塀等

令和6年度までに町内の通学路における危険なブロック塀等の実態把握<sup>※8</sup>を実施したところ、危険なブロック塀等が存在しないことが確認されました。

---

※1 資料1 用語の定義を参照

※3 対象施設の一部見直しにより、R2年度末実績値を再算出

※4 固定資産関係資料に基づく推計値

※5 耐震診断士派遣制度の完了報告時に併せて実施したアンケート及び住宅の耐震普及ローラー作戦に併せて実施した県によるアンケートの回答結果

※6 固定資産関係資料及び町有建築物一覧等により算出

※7 町有建築物一覧により算出

※8 危険なブロック塀等の実態把握とは、国のチェックリストをもとに外観調査を実施し、ひび割れ等により明らかに危険と判断されたブロック塀のほか、基礎及び控え壁等が確認できず、不明と判断された「危険のおそれのあるブロック塀等」を含む。

## 4. 住宅・建築物の耐震化の目標

### (1) 国の基本方針及び県の目標

国では、令和5年住宅・土地統計調査の結果から、住宅については、令和5(2023)年時点の全国の住宅の耐震化率を90%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和12(2030)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標達成は困難であるとの見方を示しており、耐震化率目標を5年間スライドし、令和17(2035)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する建築物のうち、特に要緊急安全大規模建築物の耐震化に重点を置き、耐震性が不十分な建築物を、令和12(2030)年度までにおおむね解消することを目標としています。

県においても、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、令和17(2035)年度末までに耐震性が不十分な住宅を、令和12年(2030)年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目指し、今後5年間の目標として「住宅の耐震化率96%」「多数の者が利用する建築物の耐震化や防災上重要な公共建築物の耐震化はおおむね解消」することとしています。

### (2) 本町の目標

本町においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最小化させ、町民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国・県の目標を踏まえ、令和12(2030)年度末までの目標を以下のとおり設定します。

#### 耐震化の目標

種別	耐震化率現状 令和7(2025)年度末	令和12(2030)年度 目標
住宅	82%	96%
多数の者が利用する建築物	92%	おおむね解消
防災上重要な町有建築物	94%	

#### ア 住宅

今後、建替え等により、令和12(2030)年度の耐震化状況は、約9,330戸の総戸数のうち、耐震性が不足する住宅が約1,086戸残り、耐震化率は約88.3%になると推計されます。計画期間中はさらに712戸の耐震化を促進し、耐震化率を96%とすることを目標とします。

#### イ 多数の者が利用する建築物の耐震化

今後、建替え等により、令和12(2030)年度の耐震化率は約92%になると推計されます。計画期間中はさらに6棟の耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

#### ウ 防災上重要な町有建築物の耐震化

計画期間中において、耐震性が不十分な防災上重要な町有建築物をすべて耐震化することとし、目標を100%に設定します。

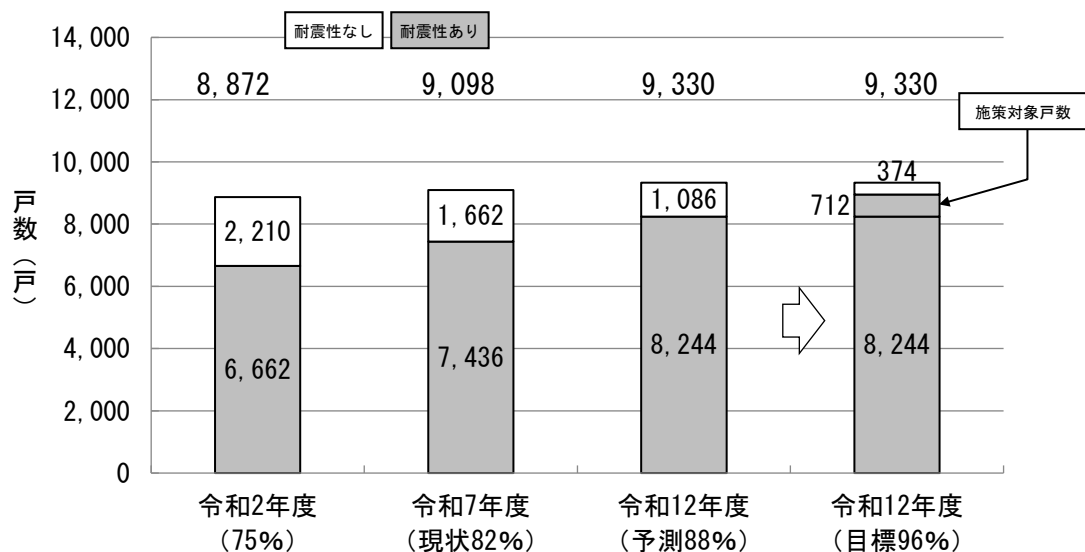
## エ 危険なブロック塀等の安全対策

通学路沿道のブロック塀等の実態把握の結果、危険なブロック等はありませんでした。

ブロック塀の管理については、適正に管理されずに危険な状態であると、通行者に対する人的被害や災害時における避難の妨げになるため、町の広報誌やホームページなどで、適正な設置や管理について普及啓発します。

(参 考)

## 1. 住宅の耐震化の現状、予測及び目標



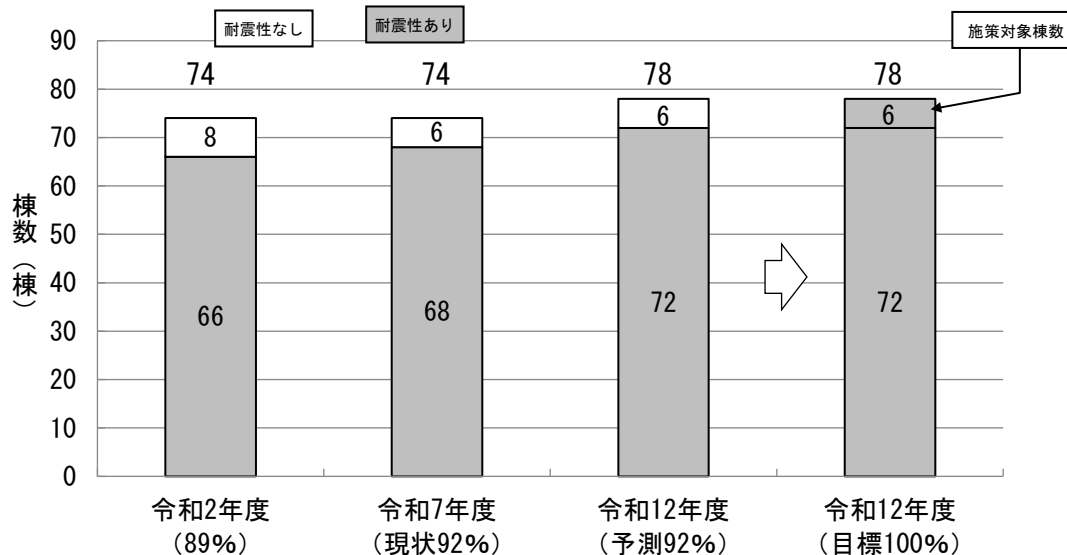
令和 12 (2030) 年度における、居住世帯のある住宅総戸数見込みは約 9,330 戸で、耐震性を有する住宅戸数は約 8,244 戸になると推計されます。

※令和 7 年度推計方法の見直しにあたり、令和 2 年度実績値を一部補正しています。

住宅の耐震化率＝

(居住のある住宅のうち耐震性を有する住宅の戸数) ÷ (居住のある住宅の総戸数)

## 2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

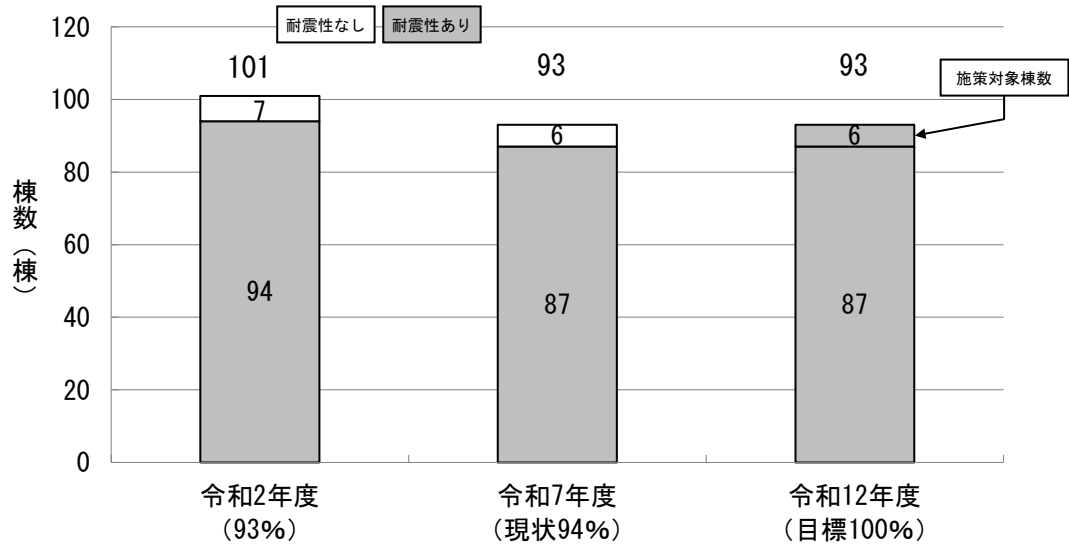


令和 12 (2030) 年度における、多数の者が利用する建築物の総棟数は約 78 棟で、耐震性を有する棟数は、建替え等によって耐震化が進み、約 72 棟になると推計されます。

多数の者が利用する建築物の耐震化率＝

(耐震性を有する多数の者が利用する建築物の棟数) ÷ (多数の者が利用する建築物の総棟数)

### 3. 防災上重要な町有建築物の現状及び目標



すべての防災上重要な町有建築物の耐震化に取り組みます。

$$\text{防災上重要な公共建築物の耐震化率} = \frac{\text{(耐震性を有する防災上重要な公共建築物の棟数)}}{\text{(防災上重要な公共建築物の総棟数)}}$$

## 第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

### 1. 基本的な取組

住宅については、国及び県と連携して、耐震化の促進の重要性に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

防災上重要な公共建築物については、耐震診断義務付けを行い、要安全確認計画記載建築物へ指定し、耐震化を促進します。

通学路沿道にある危険なブロック塀等は普及啓発を行い、安全確保を図ります。

### 2 役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、国及び県と連携して、耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

#### ア 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことから、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修等の実施に努めます。

#### イ 町の役割

町民に最も身近な行政主体として、県との連携を図りながら、対象となる建築物の耐震診断や耐震改修に早期に取り組んでもらえるように所有者等への働きかけを行います。

建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取組みます。

町有建築物が防災対策上重要な位置付けになることから、町有建築物の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要となり、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

### 3. 住宅の耐震化の促進

#### (1) 安心して相談できる環境の整備

##### ア 相談窓口の整備

栃木県宇都宮土木事務所建築指導担当、(社)栃木県建築士会及び(社)栃木県建築士事務所協会に耐震診断・耐震改修に関する相談窓口が設置済みであることから、上記相談窓口を紹介します。

リフォームに関しても、リフォームに併せた耐震改修の重要性を説明し、上記相談窓口を紹介し意識啓発に努めます。

本町においても積極的に建築物の耐震化促進に取り組むため、都市整備課に相談窓口を設置し、住民からの相談に応じます。

#### (2) 普及・啓発

##### ア 啓発資料・ホームページを活用した普及啓発

木造住宅の耐震化や地震時に命を守るための対策、助成制度等を周知するリーフレットを、都市整備課の相談窓口において配布し、普及啓発に努めます。

町のホームページに「木造住宅耐震対策」のページを引き続き設置して、耐震診断及び耐震改修に関する助成制度や税制待遇の情報、講習会の開催案内等の耐震化に関する情報提供を図ります。

また、建築物の耐震化に係る各種情報へのリンクを可能にするなど、簡単に当該ホームページを閲覧できる仕組みづくりを検討します。

##### イ 旧耐震基準<sup>※9</sup>で建てられた住宅の所有者等に対する直接的な働きかけ

県や耐震アドバイザーと連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、住宅の耐震普及ローラー作戦による直接的な働きかけを実施します。実施に当たっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区や、本町において耐震化を図るべきとしている地区、通学路の周辺等を優先とするなど、効率的な手法で実施します。

また、耐震化を実施する努力義務について助言するとともに、助成制度の周知や、改修や建替えだけでなく、減災化や除却といった手法についても情報提供し、所有者が円滑に耐震化・減災化を実施できるよう、効果的な方法で実施します。

##### ウ 所有者向け講習会の実施

耐震改修等へ踏み出せない住宅の所有者に対して、耐震化の不安を払拭するため、県と連携しながら所有者向け講習会を実施します。

また、所有者の求めに応じ、「地震に強い住まいづくり」をテーマとする出前講座を実施します。

##### エ 高根沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化をより一層促進するため、「高根沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みや目標等を位置付け、その進捗状況について、把握・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、充実・改善を図ります。

---

※9 建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和56年5月までに着工)の基準

### (3) 各種支援の実施

#### ア 耐震診断、補強計画策定及び耐震改修等に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修及び耐震建替え等に対して、国及び県と連携して費用の助成<sup>※10</sup>を行います。

#### イ 所有者の費用負担軽減

所有者が安心して耐震化に踏み切れるように、耐震化に係る費用負担を軽減する取組の検討を行います。

### (4) その他の施策

#### ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>) の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

#### イ 各種認定制度の活用

平成 25 (2013) 年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し、活用を図ります。



#### ウ 税制優遇等

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除（住宅に係る耐震改修促進税制）の手続きを円滑に活用できるよう情報提供を行います。

また、所有者等に対して耐震化に関する融資制度の情報提供を行います。

---

※10 各事業における補助の対象住宅、対象者、額等は要件等を確認のこと

## 4. 建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

### (1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、県と連携して、耐震化の必要性に関する普及活動行い、所有者等に対する耐震診断等の実施を呼びかけながら、必要に応じて、耐震改修に関する指導、助言を行います。

### (2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

要緊急安全確認大規模建築物については、早期に耐震改修等の対策が実施できるよう、県と連携して、補強計画策定や耐震改修等に対する助成を行います。

また、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の状況について定期的な把握に努めながら、適切な耐震改修等の実施について、必要な指導や助言を行います。

### (3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

高根沢町地域防災計画では、県指定の緊急輸送道路の状況を踏まえ、防災拠点や、主要公共施設、警察署、陸上自衛隊駐屯地等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも地震発生時に閉塞を防ぐべき路線を以下のとおり既に指定しており、耐震化を促進するため、沿道建築物の所有者等に対し耐震化の必要性を周知します。

#### 地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定する道路

区分	指定道路	説明
第1次緊急輸送道路 <sup>※11</sup>	国道4号 (宝積寺－上阿久津) 国道408号 (宝積寺石神地内)	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路 <sup>※11</sup>	県道10号線 (宝積寺－飯室) 県道101号線 (宝積寺－石末)	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路 <sup>※11</sup>	県道61号線 (柏崎地内)	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

地震発生時に閉塞を防ぐべき路線沿道の既存耐震不適格建築物で一定の高さ以上の住宅・建築物<sup>※12</sup>の所有者等に対し、耐震化の必要性を周知します。

※11 緊急輸送道路の路線図については、資料4を参照

※12 一定の高さ以上の住宅・建築物については、資料5を参照

## 5. 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。  
このため、以下の対策を行います。

### (1) 通学路等における危険なブロック塀等の安全対策

通学路等におけるブロック塀等について、危険なブロック塀にならないように  
管理・設置するように安全対策の普及啓発を行います。

### (2) 外壁、窓ガラス等の落下防止対策

外壁、窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害が  
およぶ可能性があるため、県と連携して、外壁の落下やブロック塀等の倒壊の危  
険性を所有者等に対し周知するとともに、防止対策を促進するための施策を検討  
します。

### (3) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井  
が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準  
が定められたことから、県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等  
に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

### (4) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレータ  
ーが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落  
防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被  
害が発生しています。

このため、今後は、県と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等  
に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

### (5) 住宅・建築物の点検等の周知

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準<sup>※1</sup>で建てられた住宅・建築物であ  
っても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努め  
なければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について、周知し  
ます。

---

※1 資料 用語の定義を参照

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するために、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

このため、耐震化の進捗状況や施策の実施状況について、一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直すなど、フォローアップを行います。

### 2. 法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者・管理者は、耐震化の実施に努める義務があります。それに対して本町では、適切な耐震診断及び耐震改修等の実施について、必要な指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

### 3. その他関連施策の推進について

住宅・建築物の耐震化や、災害時の防災拠点及び避難場所となる公共施設等の耐震化を促進するために、本町は、国の基本方針及び県計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状や地域特性等を踏まえて、耐震改修促進計画の見直しに努めることとします。



# 資料編

資料 1	用語の定義	18
資料 2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	19
資料 3	耐震改修促進法における規制対象一覧	29
資料 4	緊急輸送道路ネットワーク計画図	30
資料 5	一定の高さ以上の住宅・建築物	31

資料1 用語の定義

No.	用語	用語の定義
1	既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
2	特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、ある一定の用途で一定以上の階数及び一定以上の床面積の合計を有する建築物
3	防災拠点である建築物	耐震改修促進法第5条第3項第一号に基づき、耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
4	避難路沿道建築物	耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づき、耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の中心線から当該建築物までの水平距離を超える高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6mに道路境界線から当該建築物までの水平距離を加えた距離を超える高さの建築物)
5	特定天井	6m超の高さにある、面積200㎡超、1㎡当たりの質量が2kg超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井
6	緊急輸送道路	平成7(1995)年の阪神淡路大震災を契機として地震防災対策特別措置法に規定された緊急輸送を確保するため必要な道路
7	耐震アドバイザー	耐震診断や耐震改修等に関して技術的な知見を持つ建築士で知事の認定を受けた者
8	住宅の耐震無料相談会	県民の耐震化に関する相談を受け、住宅の耐震化の必要性を啓発するとともに助成制度を周知し申し込みを促す普及啓発活動
9	耐震性能検証	新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法
10	住宅の耐震普及ローラー作戦	旧耐震基準で建てられた住宅に直接訪問し、住宅の耐震化の必要性を啓発するとともに助成制度を周知し申し込みを促す普及啓発活動
11	旧耐震基準	昭和56(1981)年5月31日以前に着工した住宅・建築物に適用されていた耐震基準
12	耐震シェルター	耐震補強の代替措置として、住宅の一部屋(寝室、介護居室等)に頑丈な箱を設置することにより、無防備な就寝中に地震に襲われ住宅が倒壊しても最低限、命だけは守り一時的に安全を確保するもの
13	新耐震基準	昭和56(1981)年6月1日以降に着工した住宅・建築物に適用される基準
14	栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会	各市町の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進するために設置した協議会

※栃木県建築物耐震改修促進計画(四期計画)資料編より抜粋

## 資料2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

	(平成18年 1月25日	国土交通省告示第 184号)
改正	平成25年10月29日	国土交通省告示第1055号
改正	平成28年 3月25日	国土交通省告示第 529号
改定	平成30年12月21日	国土交通省告示第1381号
改定	令和 2年12月21日	国土交通省告示第1527号
改定	令和 6年 7月10日	国土交通省告示第1012号
改定	令和 7年 7月17日	国土交通省告示第 525号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和二十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年〇月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に某づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第十条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である

と認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に某づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

#### 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

#### 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地殻動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震「生を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な「情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第二項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国上交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第二項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な

建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第二項第二号又は第二号の規定に某つき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に某づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、適路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが

重要であり、道路部局等関係機関と布に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第二項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第ロ項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築

物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平二〇国交告一二八一・令二国交告一五三七・一部改正)

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附 則 （令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則 （令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

### 資料3 耐震改修促進法における規制対象一覧

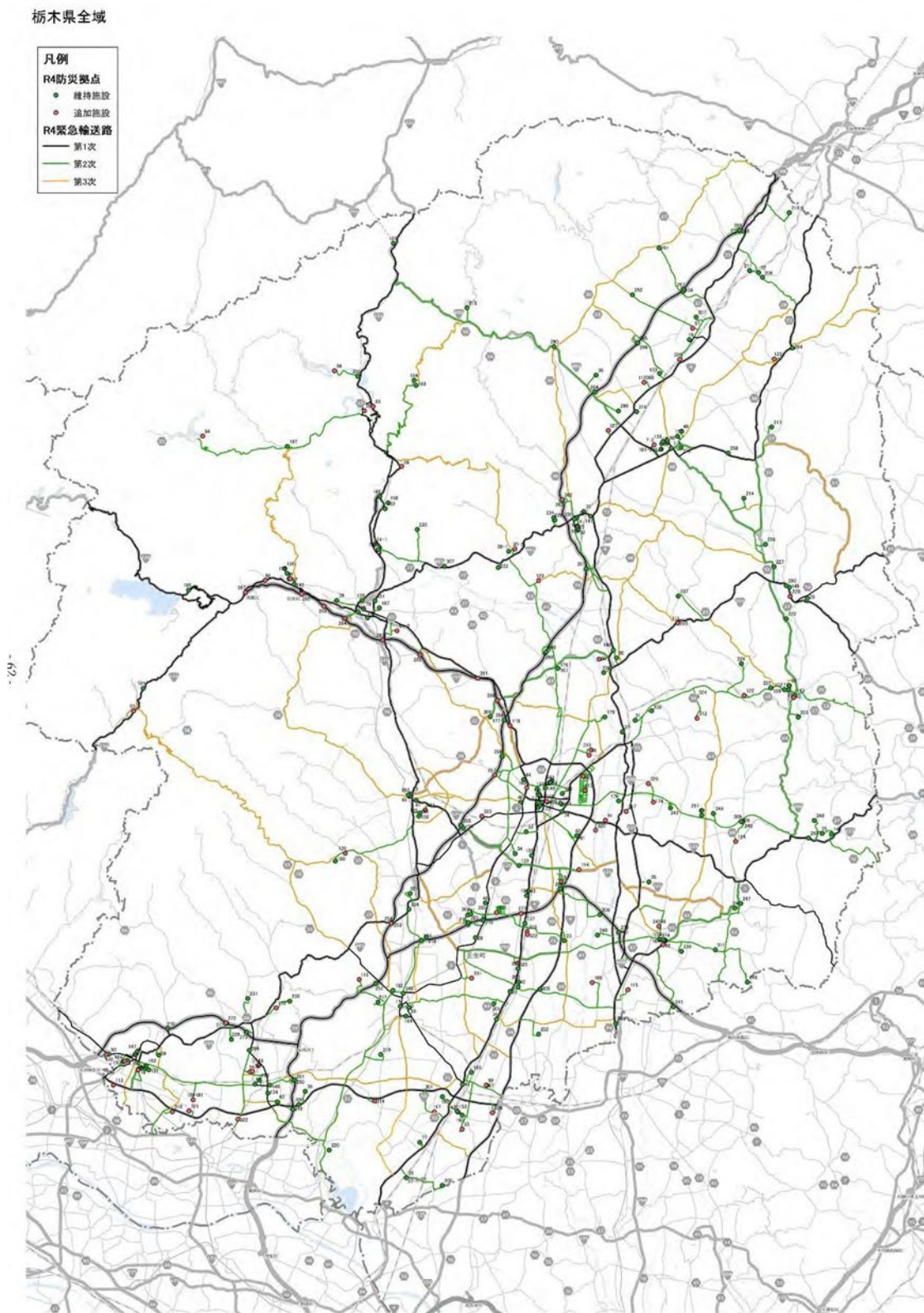
多数の者が利用する建築物等は以下のとおりです。

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場					—	—
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館					—	—
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					—	—
事務所					—	—
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
幼稚園、保育所						
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物						
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ。	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）		
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

## 資料4 緊急輸送道路ネットワーク計画図

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく路線として指定する第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路は以下のとおりです。※



※ 令和4(2022)年8月時点における状況です。

## 資料5 一定の高さ以上の住宅・建築物

そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物

- 一 12m以下の場合 6m
- 二 12mを超える場合 前面道路の幅員の1/2に相当する距離

